

選定基準・選定方法について

(1) 選定基準

評価項目	審査の観点	配点
事業理念	・本市の教育振興基本計画や部活動指針、スポーツ振興基本計画の理念や新学習指導要領等の趣旨を踏まえ、本事業の目的を理解しているか	10
事業内容 (各項目 10 点)	・事業の全体像が具体的に示され、地域性を考慮した内容となっているか ・募集内容や申込方法は工夫されているか また、行程スケジュールは適切か ・活動内容は生徒にとって魅力的な企画となっているか ・協議会は適切に開催され、事業に反映できるか ・事業効果の検証方法は適切か	50
事業実施体制 (各項目 10 点)	・兼職兼業教員や部活動指導員の雇用体制をはじめ、人材が確保できる体制が整っており、提案内容を確実に実行できる実施体制となっているか ・個人情報保護及び管理、安全対策、緊急時の対応、倫理的問題への対応について適切であるか	20
応募団体に関する事項 (各項目 5 点)	・本事業と類似する事業の運営実績は評価できるか ・団体の経営状況は事業を安定的に実施する上で十分か	10
経費積算の妥当性	・経費見積額は、提案内容に対して適正であるか	10
合 計		100

(2) 選定方法

ア 選定方法については、学識経験者等3名で構成する選定会議において、上記基準に基づき、企画提案書及びプレゼンテーション内容を審査し、意見を聴取したうえで評価点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。

イ 審査の結果、評価点が最も高い提案者が複数いる場合は、「事業内容」の得点が高い方を受注予定者とする。

ウ 合計点が最も高い提案者の評価において、一委員でも合計の評価点が60点未満もしくは各委員の評価が1項目でも0点であった場合には、受注予定者として選定しない。